

危機対策本部会議

日 時：令和3年10月26日（火）9：30～10：59

場 所：3号館4階会議室

内 容：

- ・現在、感染状況は沈静化。直近の1週間の人口10万人あたりの感染者数が最も多い沖縄県が7.43人、次いで佐賀県の4.29人、本県は1.43人である。東京、愛知など、飲食店の時短を解除されている。
- ・教育活動や学生の生活活動、附属高校の部活動など、従来通りに戻して良いのではないかと考えるが、ご意見を伺い方針を決める。

<共通（継続してほしい）>

- マスク着用、手指消毒など、感染防止対策は今後も継続してほしい。
- インフルエンザが流行する時期のため、体調が悪い場合は、自主的に他人との接触を避け、体調を整える。
- 会食等については、制限を解除することとするが、実施する場合は、感染防止対策の認証店の利用や多人数を避けるなど、これまでの感染防止対策を継続してほしい。

<本学教職員、および学生の取り扱い>

- 10月27日（水）より、緊急事態宣言およびまん延防止等重点措置の都道府県へ訪問した際の自宅待機（3日間）は解除し、通常に戻す。
※部活動についても同様とする。ただし、附属高校は長崎県の指導に基づき対応する。
- 県外の非常勤講師の講義については、オンライン講義から通常（対面）講義へ切り替える。
- 海外からの入国に際しては、国の指導に基づく取り扱いとする。留学生の受入れに関しては、その取扱いに基づき対応する。

<県外からの来学者の取り扱い>

- 10月27日（水）より、来訪時の条件（ワクチン接種2回など）を解除し、通常に戻す。
※体調不良の場合は、入構させない。（丁重にお断りする）

<施設貸出の取扱い>

- 上記解除を受け、施設貸出も通常に戻し、利用希望者から使用計画書の提出を求め、許可制により貸し出しを開始する。